

指定給水装置工事事業者工事施行要領の改正点

令和8年4月

施行要領 新旧対比表

項目	改正【令和8年4月版】	現行【令和7年4月版】	説明																
第三章	第三章 手続	第三章 手続																	
第三章 第1節 2	<p style="text-align: center;">第1節 指定事業者が施行する給水装置工事</p> <p>(省略)</p> <p>2 工事の種類 給水装置工事には工事内容により次の種類がある。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 修繕工事 原則として、給水管、給水用具などの破損等を修理する工事で、<u>政令6条の基準性能適合品を使用するもの。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 指定事業者が施行する給水装置工事</p> <p>(省略)</p> <p>2 工事の種類 給水装置工事には工事内容により次の種類がある。</p> <p>(省略)</p> <p>(4) 修繕工事 原則として、<u>給水装置の原形を変えないで</u>給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事。</p>	<p>・現行の対象に加え、原形を変えなければ修理できない修繕も対象とするため、文言の一部を修正</p>																
第三章 第2節 6 6.1	<p style="text-align: center;">第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等</p> <p>(省略)</p> <p>6 設計審査及び工事検査</p> <p>(省略)</p> <p>6.1 設計審査及び工事検査を要する工事 指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。 ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種による移設工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 工事施行に伴う都への申込み（申請）手続等</p> <p>(省略)</p> <p>6 設計審査及び工事検査</p> <p>(省略)</p> <p>6.1 設計審査及び工事検査を要する工事 指定事業者が施行する給水装置の新設、改造及び撤去工事。 ただし、メータの位置及び分岐位置を変更するものは除く、既存の給水管を同じ管種で 0.5m 以内に移設する工事については、修繕工事として取扱い、設計審査及び工事検査は不要とする。</p>	<p>修繕工事に該当する範囲として、0.5mの指定を削除し、修繕工事の取扱いを関して別で定めるため削除</p>																
第三章 第2節 6 6.2.5	<p>6.2.5 留意事項</p> <p>(1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、都の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。</p> <p>(2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。</p> <p><u>(3) 建替え・リフォーム等に伴う給水装置工事の設計に際し、既設に鉛製給水管が確認された場合は、工事申込者に対し更新の必要性を説明し、別配管による設計・更新とするよう助言・指導に努めること。</u></p>	<p>6.2.5 留意事項</p> <p>(1) 設計審査に合格しなかった場合は、当該工事に着手してはならない。着手した場合、都の条例及び規程の定めにより、指定の取消等の処分を受けることがある。</p> <p>(2) 設計審査合格後において、工事内容の変更を必要とした場合は、「本節 7 工事変更等の取扱い」によること。</p> <p>(新規追加)</p>	<p>鉛管解消に努める文言を追加</p>																
第三章 第2節 6 6.4.2	<p>6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立会検査対象工事（パトロールの対象から除く工事）</p> <table border="1" data-bbox="350 1415 1454 1562"> <tr> <td>1</td> <td>旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管 <u>(口径350ミリ以下)</u> 併設路線の工事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>夜間・閉庁日の工事</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>口径75ミリ以上の大口径給水管工事</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>配水小管の重要路線における工事（注1）</td> </tr> </table>	1	旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管 <u>(口径350ミリ以下)</u> 併設路線の工事	2	夜間・閉庁日の工事	3	口径75ミリ以上の大口径給水管工事	4	配水小管の重要路線における工事（注1）	<p>6.4.2 給水管（取付・撤去）工事検査の申込み</p> <p>(省略)</p> <p>(1) 立会検査対象工事（パトロールの対象から除く工事）</p> <table border="1" data-bbox="1596 1415 2697 1562"> <tr> <td>1</td> <td>旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管併設路線の工事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>夜間・閉庁日の工事</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>口径75ミリ以上の大口径給水管工事</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>配水小管の重要路線における工事（注1）</td> </tr> </table>	1	旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管併設路線の工事	2	夜間・閉庁日の工事	3	口径75ミリ以上の大口径給水管工事	4	配水小管の重要路線における工事（注1）	<p>井戸等導水管併設路線の工事において口径の制限を追加</p>
1	旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管 <u>(口径350ミリ以下)</u> 併設路線の工事																		
2	夜間・閉庁日の工事																		
3	口径75ミリ以上の大口径給水管工事																		
4	配水小管の重要路線における工事（注1）																		
1	旧工業用水道管・下水再生水管・井戸等導水管併設路線の工事																		
2	夜間・閉庁日の工事																		
3	口径75ミリ以上の大口径給水管工事																		
4	配水小管の重要路線における工事（注1）																		

	<p>その他の工事 (1) 施工困難路線の工事（注2） (2) 他都市からの指定事業者で都の給水区域内で施工実績のない者が行う工事 (3) 新規指定事業者が行う工事 (4) 都が立会を必要と判断する指定事業者が行う工事（※）</p> <p>※ 一立会検査を必要とする指定事業者の選定基準— 検査結果（パトロールを含む）が現場注意又は呼出注意措置となった指定事業者で、次の基準に該当するものとする。 (1) 前々年度 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者（注3） (2) 前年度及び当年度 ① 5回以上の現場注意を受けた指定事業者 ② 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者 ③ 呼出注意を受けた指定事業者</p> <p>(省略)</p>	<p>その他の工事 (1) 施工困難路線の工事（注2） (2) 他都市からの指定事業者で都の給水区域内で施工実績のない者が行う工事 (3) 新規指定事業者が行う工事 (4) 都が立会を必要と判断する指定事業者が行う工事（※）</p> <p>※ 一立会検査を必要とする指定事業者の選定基準— 検査結果（パトロールを含む）が現場注意又は呼出注意措置となった指定事業者で、次の基準に該当するものとする。 (1) 前々年度 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者（注3） (2) 前年度及び当年度 ① 5回以上の現場注意を受けた指定事業者 ② 取付け又は撤去施工不良・配水施設への影響を及ぼした指定事業者 ③ 呼出注意を受けた指定事業者</p> <p>(省略)</p>	
<p>第三章 第2節 24 24.3</p>	<p>2.4 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い (省略)</p> <p>24.3 誓約事項の遵守 (省略)</p> <p>【誓約事項】 ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。 <u>また</u>、破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 ② <u>非常用給水栓を使用した場合</u>や破損、損傷等による漏水が発生した場合は、<u>当該水量</u>に対する料金請求に応じること。 ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。 ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。 ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。 ⑥ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。 ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。</p>	<p>2.4 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い (省略)</p> <p>24.3 誓約事項の遵守 (省略)</p> <p>【誓約事項】 ① 災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。 ② 破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。 <u>また</u>、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、<u>使用量</u>に対する料金請求に応じること。 ③ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。 ④ 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。 また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。 ⑤ 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。 ⑥ 東京都給水条例第33条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。 ⑦ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。</p>	<p>誓約事項の文言を修正</p>
<p>第三章 第3節 3 3.3</p>	<p>第3節 都と水道使用者との関係 (省略)</p> <p>3 給水装置の管理に関する事項 (省略)</p> <p>3.3 給水装置を新設、改造、<u>修繕</u>又は撤去しようとする場合</p>	<p>第3節 都と水道使用者との関係 (省略)</p> <p>3 給水装置の管理に関する事項 (省略)</p> <p>3.3 給水装置を新設、改造又は撤去しようとする場合</p>	<p>現行取扱いの記載漏れによる文言追加</p>

<p>第三章 第3節 5 5.6</p>	<p>5 給水の申込み及びこれに関連する事項 (省略)</p> <p>5.6 給水装置工事完了の届出 給水条例第4条第2項で、「給水装置の新設、改造、<u>修繕</u>又は撤去した者は、その工事完了後、直ちに管理者に届け出なければならない。」と定めている。 これは、当局が水質の保全等、水道の適正な管理を行うための資料とすることを目的とし、あわせて水道使用者等の利便に供しようとするものである。 (1) 完了の届出を要する工事 届出を要する工事は新設、改造、<u>修繕</u>又は撤去の工事とする。 ただし、次のものは除く。 ア 指定事業者が当局の工事検査を受けたもの イ 「本章第2節26.2 条例第32条の2に定める確認の申込み」により、<u>手続したもの</u> <u>ウ 施行規程第140条の2第3項に定める部分修繕工事</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>届出の免除 給水条例第4条第2項の届出を要する工事のうち、<u>部分修繕工事</u>及び指定事業者が給水条例第6条第2号の規程による工事検査を受けた新設、改造又は撤去については、給水条例施行規程第10条の2第2項及び第3項の規定により完了の届出が免除されている。 また、給水条例第4条第1項に規定する施行承認の要する新設又は改造工事を、承認を得ないで施行した場合は、「本章第2節26.2 給水条例第32条の2に定める確認の申込み」により手続すること。</p> </div> <p><u>また、以下の工事については、修繕工事ではなく、改造工事として扱う</u> <u>a 大規模修繕工事</u> <u>b 増圧給水設備の故障による交換工事</u> <u>c 特殊器具類の取替を必要とする工事</u> <u>d 給水用具の増設撤去及び移設する工事 (ただし、災害その他非常時を除く。)</u></p> <p>6 その他の事項 (省略)</p> <p>6.1 給水停止 都は使用者が水道料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他給水条例に定める給水停止事項に該当するときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止する。 これは、使用者が債務を履行しないときなどに、その履行を促し、適正給水の保持及び料金徴収の確保を図るため、都が給水契約の約款に基づき自己の債務である給水を一方的に停止するものであり、これによって、直ちに給水契約の解約に結びつくものではない。 給水条例第32条で規定する給水停止に該当する事項は次のとおりである。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) 給水装置の改造又は修繕(水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が都又は指定事業者の施行したものでないとき。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。)又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。</u></p>	<p>部分修繕工 事の取扱い を明記</p>
	<p>5 給水の申込み及びこれに関連する事項 (省略)</p> <p>5.6 給水装置工事完了の届出 給水条例第4条第2項で、「給水装置の新設、改造又は撤去した者は、その工事完了後、直ちに管理者に届け出なければならない。」と定めている。 これは、当局が水質の保全等、水道の適正な管理を行うための資料とすることを目的とし、あわせて水道使用者等の利便に供しようとするものである。 (1) 完了の届出を要する工事 届出を要する工事は新設、改造又は撤去の工事とする。 ただし、次のものは除く。 ア 指定事業者が当局の工事検査を受けたもの イ 「本章第2節26.2 条例第32条の2に定める確認の申込み」により、手続したもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>届出の免除 給水条例第4条第2項の届出を要する工事のうち、修繕工事及び指定事業者が給水条例第6条第2号の規程による工事検査を受けた新設、改造又は撤去については、給水条例施行規程第10条の2第2項及び第3項の規定により完了の届出が免除されている。 また、給水条例第4条第1項に規定する施行承認の要する新設又は改造工事を、承認を得ないで施行した場合は、「本章第2節26.2 給水条例第32条の2に定める確認の申込み」により手続すること。</p> </div> <p>6 その他の事項 (省略)</p> <p>6.1 給水停止 都は使用者が水道料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他給水条例に定める給水停止事項に該当するときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止する。 これは、使用者が債務を履行しないときなどに、その履行を促し、適正給水の保持及び料金徴収の確保を図るため、都が給水契約の約款に基づき自己の債務である給水を一方的に停止するものであり、これによって、直ちに給水契約の解約に結びつくものではない。 給水条例第32条で規定する給水停止に該当する事項は次のとおりである。</p> <p>(省略)</p> <p>(6) 給水装置の改造又は修繕(水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の工事が都又は指定事業者の施行したものでないとき。</p>	

第四章	第四章 給水装置設計・施工基準（給水装置編）	第四章 給水装置設計・施工基準（給水装置編）	
第四章 第1節 13 13.1.2	<p>13.1.2 宅地内に使用する給水管</p> <p>宅地内(屋内を含む。)に使用する給水管は、ステンレス鋼管、鋳鉄管のほか、次表の「給水管の種類及び特徴(表-1)」及び「宅地内における給水管の配管上の注意点(表-2)」を参考に選定する。</p> <p>なお、鉛製給水管が残存している場合は、健康影響・水質基準の観点から別配管への更新を基本とする。</p>	<p>13.1.3 宅地内に使用する給水管</p> <p>宅地内(屋内を含む。)に使用する給水管は、ステンレス鋼管、鋳鉄管のほか、次表の「給水管の種類及び特徴(表-1)」及び「宅地内における給水管の配管上の注意点(表-2)」を参考に選定する。</p>	鉛管解消に努める文言を追加

第四章 第1節 13 13.3	資料1 各道路管理者の浅層埋設対応状況一覧	資料1 各道路管理者の浅層埋設対応状況一覧	足立区において浅層埋設深度の基準が変更となったため修正																																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">埋 設 深 度</th> <th rowspan="2">しゃ断層</th> <th rowspan="2">防護措置</th> </tr> <tr> <th>車 道</th> <th>歩 道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>江東区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>記載なし</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>墨田区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.8m以下としない</td> <td>0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td></td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>江戸川区</td> <td>舗装厚+0.2m以上</td> <td>0.5m以上に埋設</td> <td>含む</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>荒川区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>足立区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.5m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>葛飾区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>新密区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>記載なし</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>市川区</td> <td>舗装厚(40型)+0.3m</td> <td>0.6m以下としない</td> <td>含む</td> <td>特に規定なし</td> </tr> </tbody> </table>		埋 設 深 度		しゃ断層	防護措置	車 道	歩 道	千代田区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	中央区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	港区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	江東区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし	墨田区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない		特に規定なし	江戸川区	舗装厚+0.2m以上	0.5m以上に埋設	含む	特に規定なし	荒川区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	足立区	舗装厚+0.3m 0.5m以下としない	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	含まない	特に規定なし	葛飾区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない	含まない	特に規定なし	新密区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし	市川区	舗装厚(40型)+0.3m	0.6m以下としない	含む	特に規定なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">埋 設 深 度</th> <th rowspan="2">しゃ断層</th> <th rowspan="2">防護措置</th> </tr> <tr> <th>車 道</th> <th>歩 道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千代田区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>江東区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>記載なし</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>墨田区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.8m以下としない</td> <td>0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td></td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>江戸川区</td> <td>舗装厚+0.2m以上</td> <td>0.5m以上に埋設</td> <td>含む</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>荒川区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>足立区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.8m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.8m以下としない</td> <td>含む</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>葛飾区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.6m以下としない</td> <td>0.6m以下としない</td> <td>含まない</td> <td>特に規定なし</td> </tr> <tr> <td>新密区</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>舗装厚+0.3m 0.9m以下としない</td> <td>記載なし</td> <td>特に規定なし</td> </tr> </tbody> </table>		埋 設 深 度		しゃ断層	防護措置	車 道	歩 道	千代田区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	中央区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	港区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	江東区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし	墨田区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない		特に規定なし	江戸川区	舗装厚+0.2m以上	0.5m以上に埋設	含む	特に規定なし	荒川区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし	足立区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	含む	特に規定なし	葛飾区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない	含まない	特に規定なし	新密区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし
	埋 設 深 度		しゃ断層	防護措置																																																																																																																					
	車 道	歩 道																																																																																																																							
千代田区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
中央区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
港区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
江東区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし																																																																																																																					
墨田区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない		特に規定なし																																																																																																																					
江戸川区	舗装厚+0.2m以上	0.5m以上に埋設	含む	特に規定なし																																																																																																																					
荒川区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
足立区	舗装厚+0.3m 0.5m以下としない	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
葛飾区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
新密区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし																																																																																																																					
市川区	舗装厚(40型)+0.3m	0.6m以下としない	含む	特に規定なし																																																																																																																					
	埋 設 深 度		しゃ断層	防護措置																																																																																																																					
	車 道	歩 道																																																																																																																							
千代田区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
中央区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
港区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
江東区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし																																																																																																																					
墨田区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	0.8m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない		特に規定なし																																																																																																																					
江戸川区	舗装厚+0.2m以上	0.5m以上に埋設	含む	特に規定なし																																																																																																																					
荒川区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない 但し、本線は0.9m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
足立区	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	舗装厚+0.3m 0.8m以下としない	含む	特に規定なし																																																																																																																					
葛飾区	舗装厚+0.3m 0.6m以下としない	0.6m以下としない	含まない	特に規定なし																																																																																																																					
新密区	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	舗装厚+0.3m 0.9m以下としない	記載なし	特に規定なし																																																																																																																					

18.3 給水補助加圧装置の取扱い

給水補助加圧装置の設置条件は、次のとおりである。

- (1) 日本水道協会の認証要件を遵守すること。
- (2) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。
- (3) 給水補助加圧装置の一次側には止水栓を設置すること。
- (4) 原則として単独給水管に設置すること。ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ他の使用者全ての同意が得られた場合はこの限りではない。
※ 現場での耐圧試験は、給水補助加圧装置を外した状態で実施すること。

日本水道協会の認証要件

1 給水補助加圧装置

- ① 申込品は、戸建て住宅の2・3階への一部給水用具に使用する。
- ② 申込品が配水管への影響を与えない。
- ③ 設置に当たり、所管の水道事業者へ必要な届出を行う。
- ④ 使用者に製品情報及び維持管理情報等を適切に提供する。

2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に使用する給水補助加圧装置

- ① 申込品は特定施設水道連結型スプリンクラー設備の作動のために使用する。
- ② 申込品が配水管へ影響を与えない。
ただし、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の作動時は除く。
- ③ 設置に当たり、所管の水道事業者へ必要な届出を行う。
- ④ 使用者に製品情報及び維持管理情報等を適切に提供する。

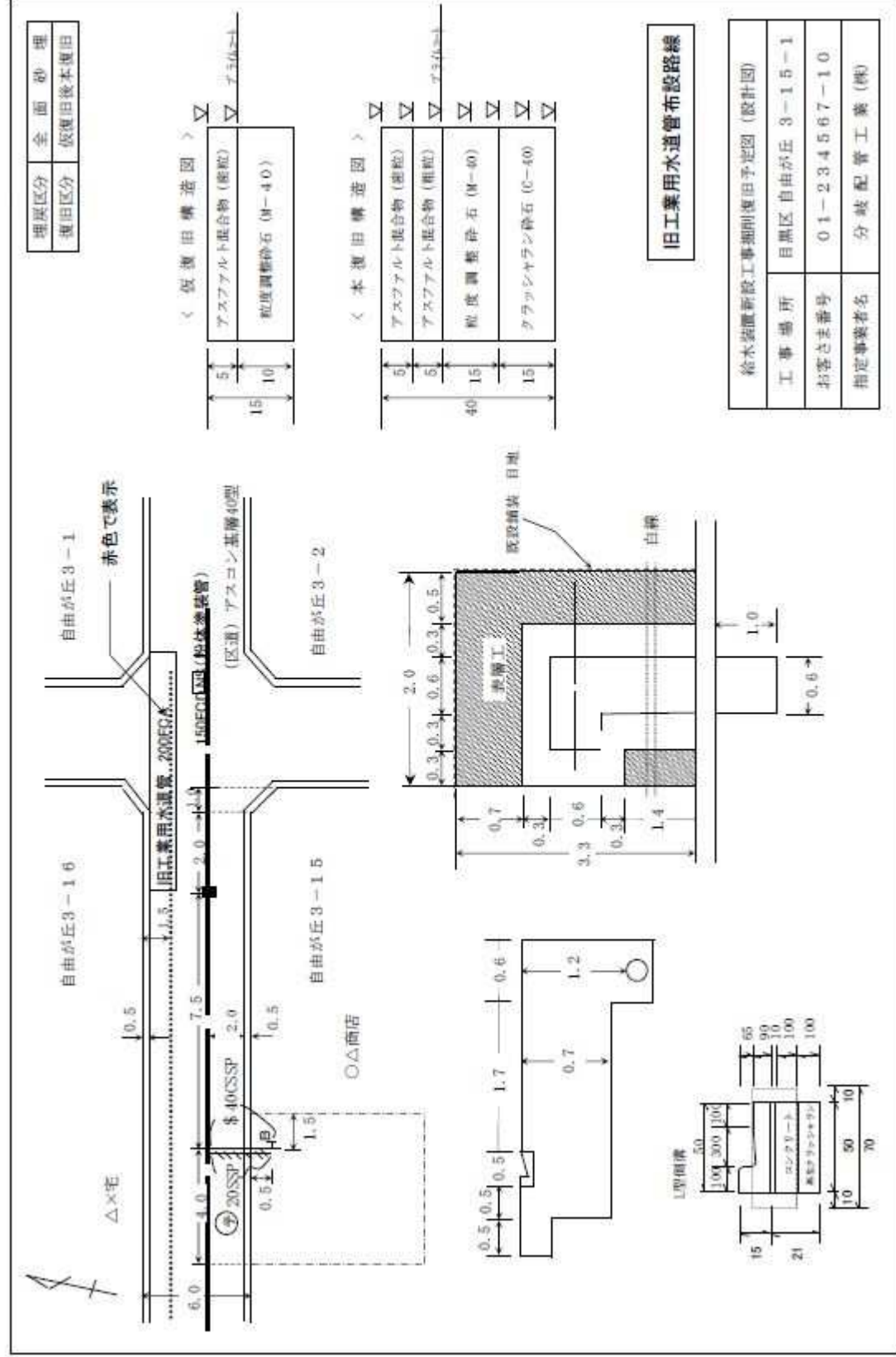
18.3 給水補助加圧装置の取扱い

給水補助加圧装置の設置条件は、次のとおりである。

- (1) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。
- (2) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。
- (3) 給水補助加圧装置の一次側には止水栓を設置すること。
- (4) 原則として単独給水管に設置すること。ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ他の使用者全ての同意が得られた場合はこの限りではない。
※ 現場での耐圧試験は、給水補助加圧装置を外した状態で実施すること。

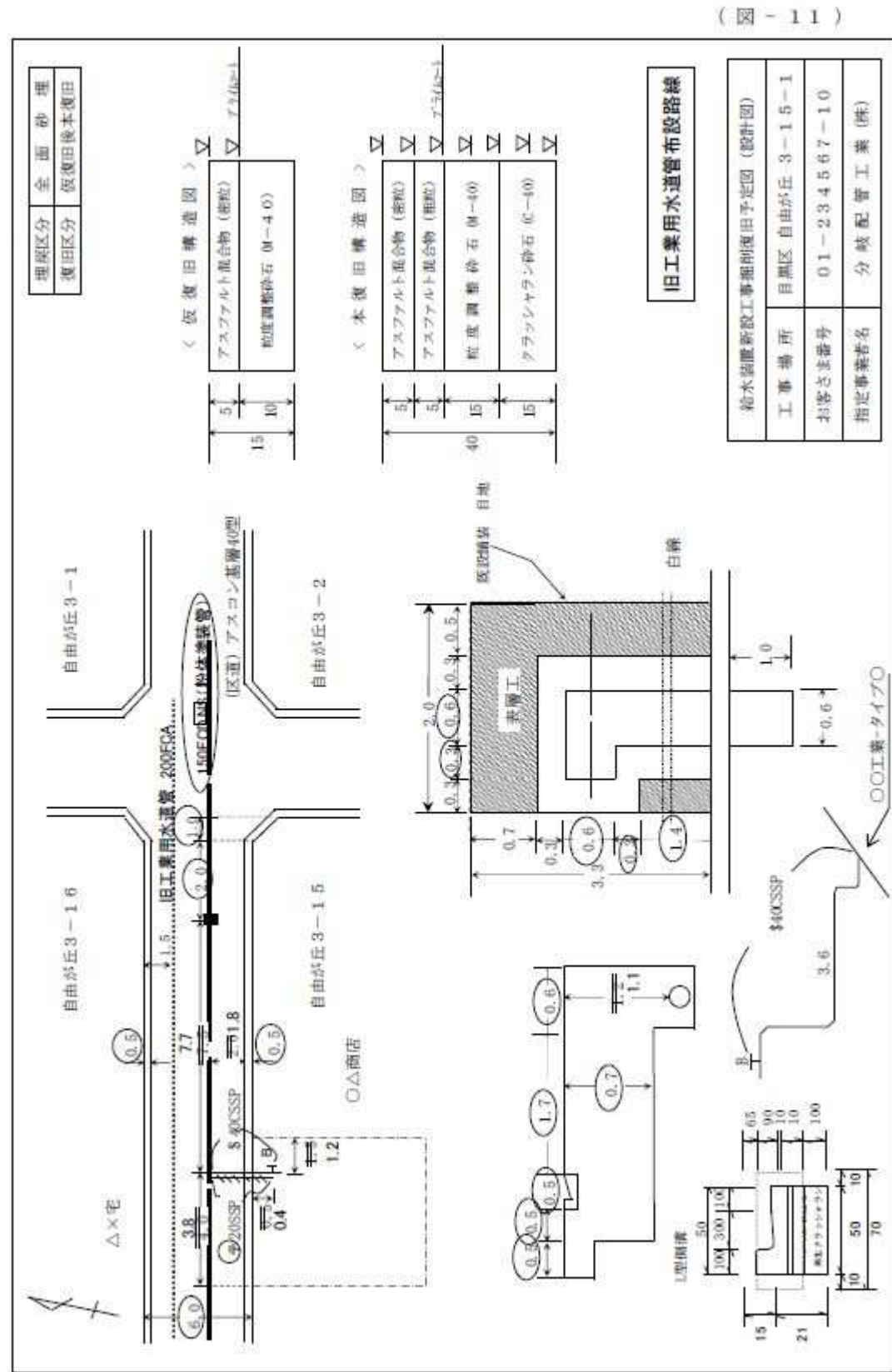
日本水道協会の認証付帯条件

- ① 給水補助加圧装置の使用は、戸建て住宅（2・3階建て）に限定するとともに、2・3階に設置の一部給水器具用に使用する。
- ② 製造者又は販売者は、この装置を設置しようとする者又は工事を行うものに、設置に当たっては、当該水道事業体に工事施行に必要な申請等を行わせる。
- ③ 製造者又は販売者は、この装置の使用者あるいは使用希望者には、当該装置についての情報が適切に伝わるようにすると共に、維持管理についての適切な情報を提供する。



(新規追加)

「様式等記入例及び作成例」から移動



(図 - 11)

(新規追加)

「様式等記入例及び作成例」から移動

第四章
第3節
メータ口径
選定基準

**第3節 参考資料
メータ口径選定基準**

水道事業における主たる収入財源は給水量に対する料金であり、水道メータはこの給水量を計量するための機器であることから、きわめて重要なものといえる。
メータは、その構造によって計量範囲が異なっており、計量法に基づいてその範囲が定められている。しかし、この計量範囲は、あくまで計量の限界値であり、メータの耐久性や適

**第3節 参考資料
メータ口径選定基準**

水道事業における主たる収入財源は給水量に対する料金であり、水道メータはこの給水量を計量するための機器であることから、きわめて重要なものといえる。
メータは、その構造によって計量範囲が異なっており、計量法に基づいてその範囲が定め

スマートメータについても口径選定基準を同等に取り扱うことを追加

	<p>正な計量を確保するためには、メータ口径選定基準を参考にしてメータの選定を行う必要がある。 都が採用しているメータ口径選定基準は、別表のとおりである。 <u>なお、現在都として、水道スマートメータの導入を行っているが、メータ口径選定基準は同等に取り扱うこととする。</u></p>	<p>られている。しかし、この計量範囲は、あくまで計量の限界値であり、メータの耐久性や適正な計量を確保するためには、メータ口径選定基準を参考にしてメータの選定を行う必要がある。 都が採用しているメータ口径選定基準は、別表のとおりである。</p>							
	様式等記入例・給水装置工事様式一覧表	様式等記入例及び作成例・給水装置工事様式一覧表							
様式等記入例	<p>様式等記入例</p> <p>(省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>様式等記入例及び作成例</p> <p>(省略)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">作成例</th> <th style="text-align: center;">様式名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>掘削及び道路復旧予定図（給水管（取付・撤去）工事申込時に提出するもの）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>掘削及び道路復旧予定図（工事施工後、実測値等を記載したもの）</td> </tr> </tbody> </table>	作成例	様式名	1	掘削及び道路復旧予定図（給水管（取付・撤去）工事申込時に提出するもの）	2	掘削及び道路復旧予定図（工事施工後、実測値等を記載したもの）	<p>作成例を「第四章第1節25設計図及び完成図の作成方法」へ移動</p>
作成例	様式名								
1	掘削及び道路復旧予定図（給水管（取付・撤去）工事申込時に提出するもの）								
2	掘削及び道路復旧予定図（工事施工後、実測値等を記載したもの）								
東京都給水条例	東京都給水条例（抄）	東京都給水条例（抄）							
東京都給水条例第2章	第2章 給水装置の工事及び費用	第2章 給水装置の工事及び費用							
	<p>(省略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者が給水装置の修繕に係る工事を施行する必要があると認めるときに、これらの者が施行する当該工事については、この限りでない。</u></p> <p>(省略)</p> <p>3 第1項本文の指定は、法第25条の3の2第1項の規定により5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>(都指定給水装置工事事業者証の交付)</p> <p>第6条の2 管理者は、前条第1項本文の指定又は同条第3項の指定の更新がされたときは、都指定給水装置工事事業者に、都指定給水装置工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第6条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第一項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>(省略)</p> <p>3 第1項の指定は、法第25条の3の2第1項の規定により5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>(都指定給水装置工事事業者証の交付)</p> <p>第6条の2 管理者は、前条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新がされたときは、都指定給水装置工事事業者に、都指定給水装置工事事業者証（以下「指定事業者証」という。）を交付する。</p> <p>(省略)</p>	<p>修繕工事に限り、全国各地の指定事業者にて施行することが出来るよう、条例改正を行ったため、条文修正</p>						
東京都給水条例第4章	第4章 料金及び手数料	第4章 料金及び手数料							
	<p>(省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、管理者が別に定める申込者及び管理者が特別の理由があると認めた申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすることができる。</p> <p>一 第6条第1項本文の指定を申請する者 1件につき 9,400円</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者からは、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。ただし、第二号及び第三号に掲げる申込者で管理者が別に定めるもの、第五号に掲げる申込者並びに管理者が特別の理由があると認めた申込者については、手数料の徴収の期限を管理者が指定する期日とすることができる。</p> <p>一 第6条第1項の指定を申請する者 1件につき 9,400円</p> <p>(省略)</p>							

<p>東京都給水 条例 第5章</p>	<p style="text-align: center;">第5章 管理</p> <p>(省略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>一 給水装置の構造及び材質が、政令第6条の基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>二 第4条第1項の承認を受けないで給水管の口径を変更したとき、又は同条第2項の届出をしないとき。</p> <p>三 水道使用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。</p> <p>四 水道使用者又はその委任を受けた者が、第8条第1項の設計費、同条の工事費、第22条の料金、第29条の手数料（同条第1項第1号、第5号、第6号及び第9号から第13号までに掲げるものを除く。）又は第33条第2項の切離しに要した費用を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>五 水道使用者が、正当な理由がなくて、第24条の2第1項の使用水量の計量又は第31条第1項の検査若しくは第2項の調査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>六 給水装置の改造又は修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通</u>省令で定める軽微な変更を除く。）の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。<u>（第6条第1項ただし書の規定による工事を除く）</u></p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 管理</p> <p>(省略)</p> <p>(給水の停止)</p> <p>第32条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。</p> <p>一 給水装置の構造及び材質が、政令第6条の基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>二 第4条第1項の承認を受けないで給水管の口径を変更したとき、又は同条第2項の届出をしないとき。</p> <p>三 水道使用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。</p> <p>四 水道使用者又はその委任を受けた者が、第8条第1項の設計費、同条の工事費、第22条の料金、第29条の手数料（同条第1項第1号、第5号、第6号及び第9号から第13号までに掲げるものを除く。）又は第33条第2項の切離しに要した費用を指定期限内に納入しないとき。</p> <p>五 水道使用者が、正当な理由がなくて、第24条の2第1項の使用水量の計量又は第31条第1項の検査若しくは第2項の調査を拒み、又は妨げたとき。</p> <p>六 給水装置の改造又は修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働</u>省令で定める軽微な変更を除く。）の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。</p> <p>(省略)</p>	
-----------------------------	--	--	--